

# 消防広域化の経緯と小田原市消防本部の現状

## ～ 消防広域化から6年が経過して ～

『 埼玉県 消防広域化推進セミナー 』資料

2019年11月12日

【消防広域化推進アドバイザー】

神奈川県小田原市消防本部

消防総務課 政策調整係長 鳥居 郁太郎



# 1 小田原市消防の概要

小田原市消防本部は神奈川県西部に位置し、小田原市のほか、消防事務を受託している南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町を管轄しています。

丹沢山地をはじめとする美しい山並みを背景に、酒匂川の清流が相模湾へと流れ、緑と水の豊かな足柄平野が形成されています。交通網では、東海道新幹線、東海道本線をはじめ6つの鉄道路線が通り、そのうち5路線が集中する小田原駅を核として各地域が結ばれており、首都圏と中部圏・近畿圏とを結節する主要な拠点となっています。



<b>本部位置・名称</b> 小田原市前川183-18 小田原市消防本部	<b>管轄人口</b> 299,606 人	<b>消防署所</b> 消防本部 : 1本部 消防署 : 2署 分署・出張所 : 9署所	<b>消防職員数</b> 372人 { 消防本部:65人 消防署所:307人 }
<b>管轄面積</b> 494.21 km <sup>2</sup>	<b>災害件数</b> 火災件数: 75件 救急件数: 16,029件 救助件数: 171件 (平成29年中実績)	<b>消防部隊数</b> 指揮隊: 2隊 救助隊: 3隊 調査隊: 2隊 消防隊: 11隊 特装隊: 3隊 救急隊: 10隊 (うち1隊は消防隊と兼務)	

(平成30年4月1日現在)

## 2 消防広域化の背景

### ■ 広域化は消防体制の基盤強化を図る最も有効な手段

災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。消防は、この変化に的確に対応し住民の生命・財産を守る責務を果たす必要があります。

しかし、人口減少社会にあって県西地域各市町の財政基盤の脆弱化が懸念される中、**将来にわたって現在の消防力が維持できるのか危惧されています。**

住民が、安心・安全に暮らせる災害に強い消防体制を実現する上で、消防の広域化は消防体制の基盤強化を図っていくための最も有効な手段です。

管轄2市5町の将来人口推移



→ 管轄人口は減少の一途

#### 消防を取り巻く環境の変化

- ・ 災害の多様化・大規模化
- ・ 住民ニーズの変化
- ・ 高齢社会、人口減少 等

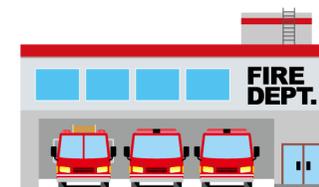
#### 【 消防が取り組むべき課題 】

- ・ 初動対応、出場中の補完体制等、対応力の増強
- ・ 専門的な人材の更なる養成・確保
- ・ 車両・資機材の機能強化、高度な資機材の導入

的確な対応  
が必要

#### 消防の広域化

消防の広域化による  
スケールメリットを活用し、  
消防体制の充実強化と高度化を図る。



# 3-1 消防広域化に至る経緯

当地域における消防の広域化については、昭和48年代には既に具体の検討が行われるなど、この地域が長きにわたり取り組んできた大きな懸案事項の一つでした。こうした中、平成18年に消防組織法が一部改正され、全国的な広域化の推進を図るとの方向性が打ち出され、平成19年2市8町により調査研究に着手するなど、広域化に向けての取組みを推進してきました。

## 調査・研究期間

H19.3 H19.5 H22.3 H22.4 H23.2

H19.3 県西部地区広域市町村圏協議会に広域消防検討分科会を設置

H19.5 同分科会で「市町村の消防の広域化」に係る研究報告書を作成、協議会に報告

H22.3 同分科会で「広域消防グランドデザイン」を作成、報告

H22.4 神奈川県西部広域行政協議会に消防広域化検討部会を設置

H23.2 平成23年2月 同部会で「消防広域化検討結果報告書」を作成、報告

### ■ 広域化協議への参画判断

## 具体的協議期間

H23.8 H23.9

H23.8 神奈川県西部広域行政協議会首長会議で各市町が消防広域化に対する意思表明(箱根町、湯河原町を除く2市6町の枠組となる)

H23.9 神奈川県西部消防広域化協議会を設立 (2市6町)

合併協議スタイルに準じて任意協議会を設置し、具体的協議を推進！

・43項目の協議  
・財政シミュレーション等

### ■ 広域化の合意

## 準備期間

H24.1 H24.7

H24.1 同協議会で消防の広域化の合意 (2市6町)

※途中、真鶴町脱退

H24.7 消防事務の委託に関する規約締結式 (2市5町)

■ 平成25年3月 広域化スタート

## 3-2 検討・協議体制

### ■ 調査研究組織（H19年度～H22年度）

県西地域広域市町村圏協議会 広域消防検討分科会  
 神奈川県西部広域行政協議会 消防広域化検討部会

既存の包括的広域連携組織の部会として設置

※各市町の消防所管課長、企画所管課長等で構成

### ■ 任意協議会組織（H23年度～H24年度）

神奈川県西部消防広域化協議会

市長部局（政策所管）主導の協議体制  
→ 消防はオブザーバーとして参画

H24年3月脱退

#### 協議会の概要

参画市町	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、 <b>真鶴町</b> （2市6町、2消防本部）
組織構成	<b>首長会議</b> 【構成員】協議会参画市町長、オブザーバー（各消防本部消防長、県職員） 【所掌事務】協議会における全ての協議事項に係る審議、決定
	<b>関係課長会議</b> 【構成員】参画市町の関係所管（企画、防災等）課長、各消防本部の関係課長、協議会事務局長、オブザーバー（県職員） 【所掌事務】検討状況に基づく意見交換、事務局への意見提案など
事務局	【構成員】事務局長：小田原市企画部副部長、副局長：小田原市副消防長及び企画政策課長、事務局員：小田原市企画政策課及び消防総務課職員
経費負担	人口割7：均等割3の割合で負担、人件費については小田原市負担

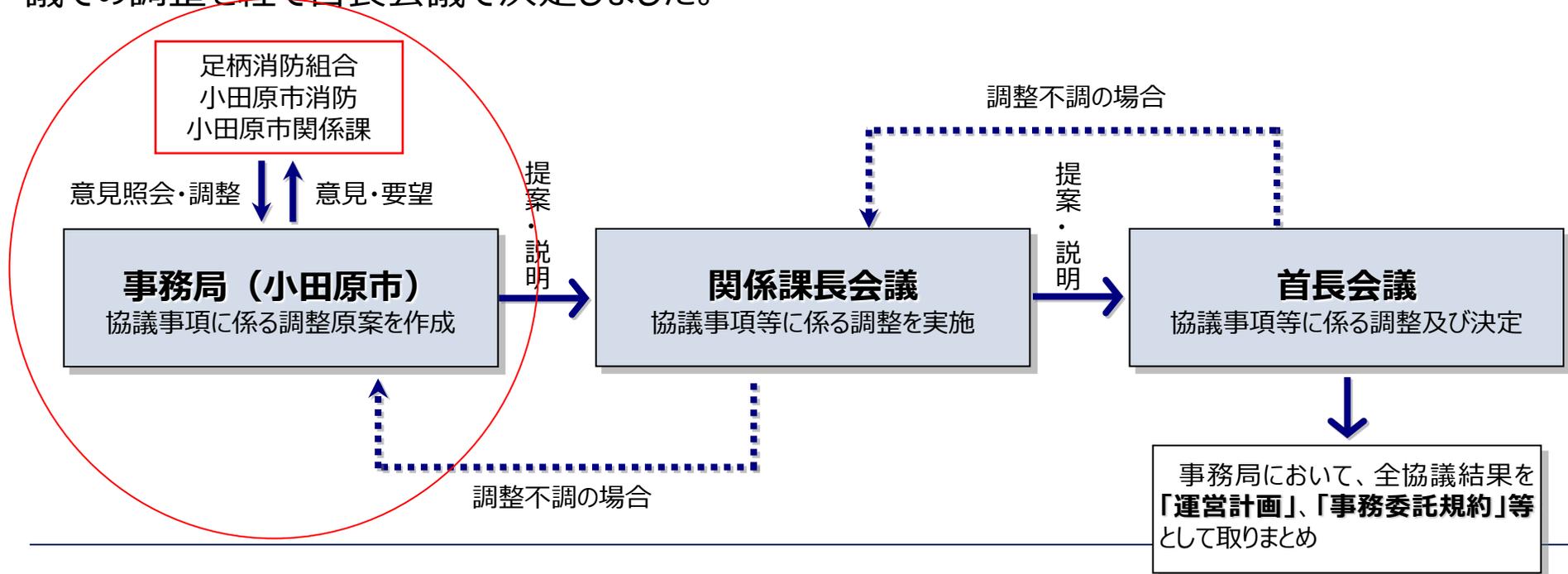
## 3-3 任意協議会における協議の流れ

### ■ 協議スケジュールの作成

任意協議会事務局において、「協議対象事項の抽出」及び「協議順序の整理」を行い、関係課長会議、首長会議に諮り協議スケジュールを確定しました。

### ■ 各協議事項の協議

基本的には、任意協議会事務局が、足柄消防組合、小田原市消防及び小田原市関係各課（人事、財政、財産等の所管課）と連携し、各協議事項に係る調整原案を作成し、関係課長会議での調整を経て首長会議で決定しました。



## 3-4 主な協議内容と結果（抜粋）

### ■ 基本的事項

任意協議会設立前に「前提条件として事前整理」

#### □ 広域化の方式

- ・ 広域化の方式は、小田原市への事務委託方式とする。

#### □ 意見調整組織

- ・ 消防行政に係る意見調整組織を設置し各市町の長及び議会議員代表者で構成する。
- ・ 協議会は、広域消防の運営を含む消防行政全般に係る情報提供及び意見交換を行う。

#### □ 広域化の実施時期

- ・ 広域化の実施時期は、平成24年度末とする。

### ■ 組織

任意協議会設立前に「前提条件として事前整理」

#### □ 部隊配置及び資機材配置

- ・ 広域化時の消防署所の部隊配置数は現状を基本とする。

#### □ 定員配置

- ・ 広域化時の消防職員数は現状を超えないものとする。
- ・ 消防本部及び通信業務等の職員数を合理化し、その効果を現場の消防体制の強化に充てる。

## 3-4 主な協議内容と結果（抜粋）

□ 広域化の方式 を「事務委託」とした理由

早い段階で、消防広域化により期待できる「効果」がとりまとめられており、かつ互恵的な効果が期待できることが科学的分析結果（消防防災科学センター調査）等により確認できていました。

共通認識

住民のために、少しでも早く消防広域化を実現する必要がある



「事務委託」と「一部事務組合」の両論併記での協議は、事務が煩雑となり消防広域化の実現が遅延するおそれがあることから、まずは「事務委託」を前提に協議を進めることとなりました。（協議を進めていく上で事務委託の大きな課題が発生した場合には一部事務組合により再検討することで確認）

首長のリーダーシップ（消防の広域化は事務レベルでなく首長が判断）

※小田原市は「事務委託方式」を強く提唱。他の市町は古くから一部事務組合を構成していたことから「我が町の消防」意識が薄く、消防事務を担う組織が組合から小田原市へ変わるだけという意識が少なからずあったように思えます。

## 3-5 主な協議内容と結果（抜粋）

### ■ 人事

事務委託のため基本的には全て「小田原市がベース」

#### □ 管理監督者の配置

- ・ 広域化時の消防署所における管理監督者は、地域の実情に精通した職員を配置する。

#### □ 階級設定

- ・ 小田原市の職名に応じ階級を設定する。
- ・ 広域化時の足柄消防組合職員の階級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

#### □ 退職手当

- ・ 退職手当は、小田原市の基準に基づき支給する。
- ・ 足柄消防組合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、小田原市職員の勤続期間に通算する。（激変緩和措置として、経過措置を設ける。）

#### □ 被服等貸与品

- ・ 消防吏員に貸与する被服等（以下「貸与品」という。）は、小田原市の基準に統一する。
- ・ 広域化実施にあわせ原則、すべての貸与品を統一する。

## 3-6 主な協議内容と結果（抜粋）

### ■ 財産・債務

#### □ 債務

- ・ 小田原市へ譲与する財産等に係る債務については、小田原市が承継する。なお、当該債務の償還に係る財政負担については、承継前の債務者（委託市町）が負う。広域化後に生じる債務については、小田原市が負う。なお、当該債務の償還に係る財政負担については、負担金の負担方法により、委託市町で負う。

### ■ 経費負担

享受する「消防力の対価への経費負担」の原則

#### □ 初期投資経費の負担方法

- ・ 初期投資経費については、投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目ごとに、次のいずれか又は幾つかを組み合わせる方法を適用し、各市町の負担額を算出することとする。

人口割	関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「市町の区域や署所の管轄区域を越えて供される消防力への投資経費と見做されるもの」に適用する。
出動区域人口割	署所の出動区域に占める各市町の人口割合に基づき算出する方法であり、「署所に関する経費のうち主に出動区域内に供される消防力への投資と見做されるもの」に適用する。
実費	「人口割及び出動区域人口割等の手法に拠らずとも、各市町の負担額が明確なもの」に適用する。

## 4-1 消防広域化の広報・住民説明など

### ■ 住民への説明

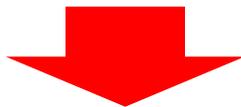
- ・ 消防主催の説明会は開催せず、各市町説明会へ消防が参加する形式で実施しました。
- ・ パンフレットをもとに、消防広域化のメリットを中心に説明しました。

### ■ 議会等への説明

- ・ 各市町議会へは、消防が直接するのではなく、各市町企画担当部局が説明・対応しました。
- ・ 首長自らが、議員等に対して積極的な説明を実施しました。（重要な政策事業であることをP R）



各市町が、消防広域化に対する責任と主体性をもって対応することで、対象区域全体で機運の醸成を図る（中心市や事務局任せにしない）



丁寧な説明を重ねた結果・・・、消防広域化に対する「大きな反対は無し」

## 4-2 消防広域化の広報・住民説明など

### ■ 協議会としての取り組み

- ・ 広報誌やホームページでの広報のほか、ポスター、パンフレット（新聞折込全世界帯配付）等を実施
- ・ 各地で開催する各種イベントに参加し、体験型のイベントを開催する「**消防PRキャラバン**」を実施
- ・ 広域化を契機にマスコットキャラクターのデザイン&愛称を広く募集



### ■ 特に周知した内容

広域化しても住民が生活するうえで大きな変化はないことをPR

- 広域化時の消防署所、部隊及び車両・資機材など、消防力が現状を下回ることはありません。
- 各市町の『消防団』は広域化後も地域に密着した多用な活動を行うため広域化の対象外です。
- 消防対応力の強化や現場到着時間の短縮など多くの効果が期待できます。

# 5-1 消防広域化の主な効果

## ■ 現場到着時間の短縮

これまでの**管轄区域を超えた消防活動が可能**となり、災害地点（地区）に最も近い署所からの出動を原則に、出動区域を見直したことで、広域化前の管轄区域の境に当たる地区を中心に現場到着時間が短縮しました。

広域化前と広域化後の救急出動の現場到着時間の比較 ※1

(単位 分:秒)

地区名	平成24年度 (広域化前)	平成25年度 (広域化後)	時間 短縮効果
小田原市小竹	13:58	09:29	-04:29
小田原市小船	12:23	10:18	-02:05
小田原市沼代	13:04	12:39	-00:25
小田原市中村原	11:09	10:07	-01:02
小田原市北ノ窪	09:41	08:28	-01:13
小田原市栢山	09:24	07:56	-01:28
小田原市曾比	09:44	07:58	-01:46

※1 覚知（119通報を受信した時刻）から現場到着までの平均時間を比較

※2 地区ごとの救急件数が100件以上で、かつ1分以上の短縮効果がある地区を選定

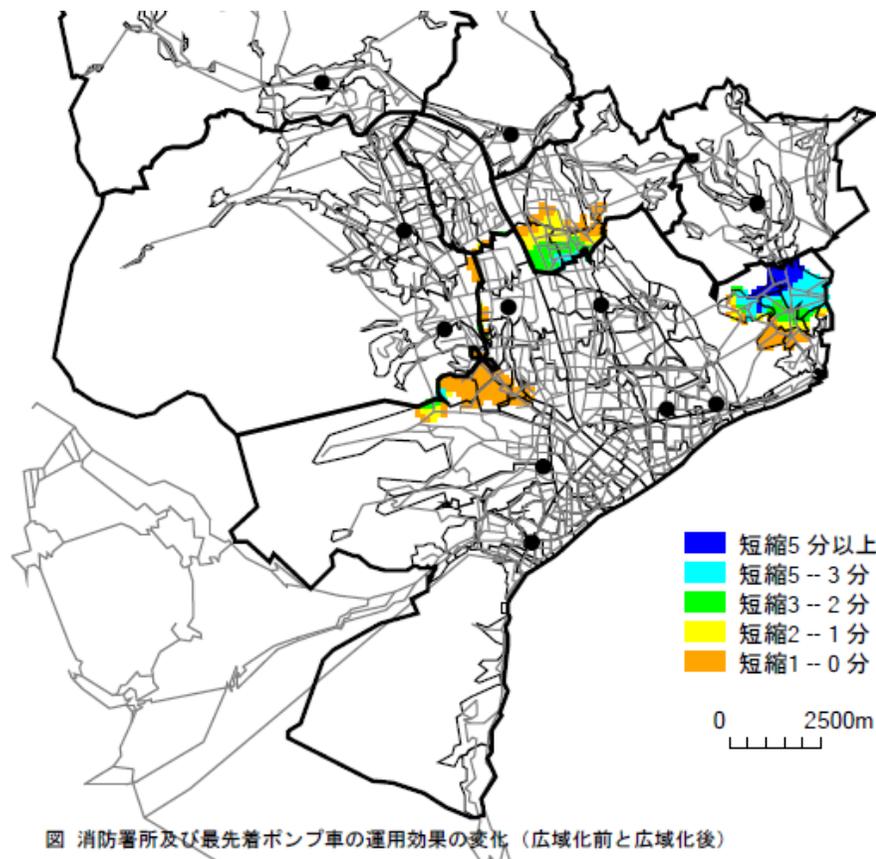


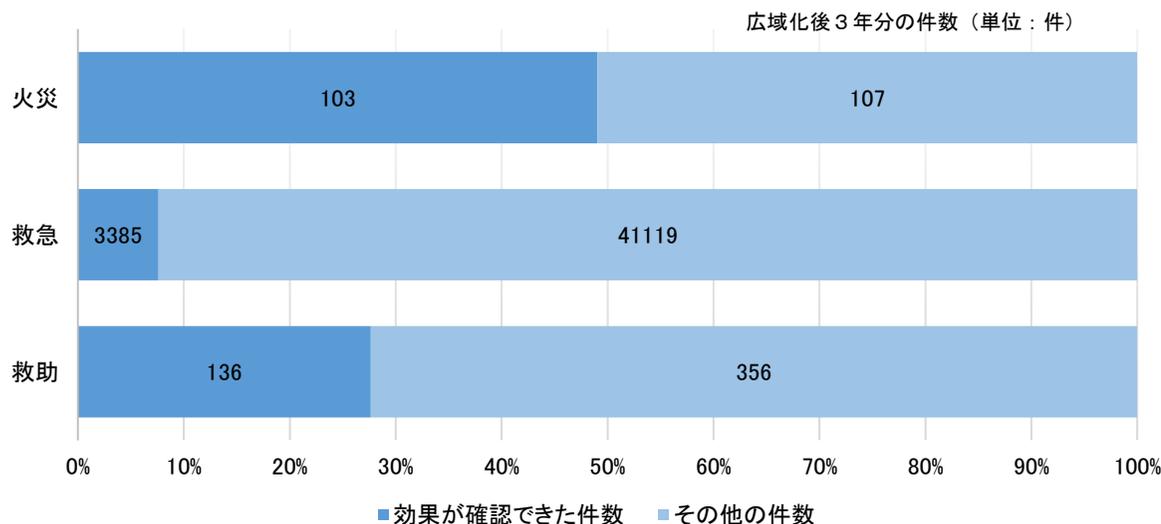
図 消防署所及び最先着ポンプ車の運用効果の変化（広域化前と広域化後）

## 5-2 消防広域化の主な効果

### ■ 初動体制の強化

災害活動においては、初期の段階でいかに迅速に多くの消防力（人員・車両）を投入できるかが被害の軽減に非常に大きく影響します。南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町では、出動計画上、**初動体制（第1出動）における部隊数が6隊から10隊に増加**したことで、災害対応力が強化されました。また、小田原消防署、足柄消防署の双方から部隊が出動することで、広域化前より迅速に多くの部隊が現場到着することで、火災等の拡大を防ぎ、被害を最小限に抑えられるなどの効果が現れています。

消防広域化による効果が確認できた事案件数  
（旧管轄区域を越えて活動した事例）



※上記の災害出動による効果のほかにも補完体制の強化や自地域での災害への備え、大規模災害への対応力の強化が認められる事例が多くある。

## 5-3 消防広域化の主な効果

### ■ 補完（バックアップ）体制の強化

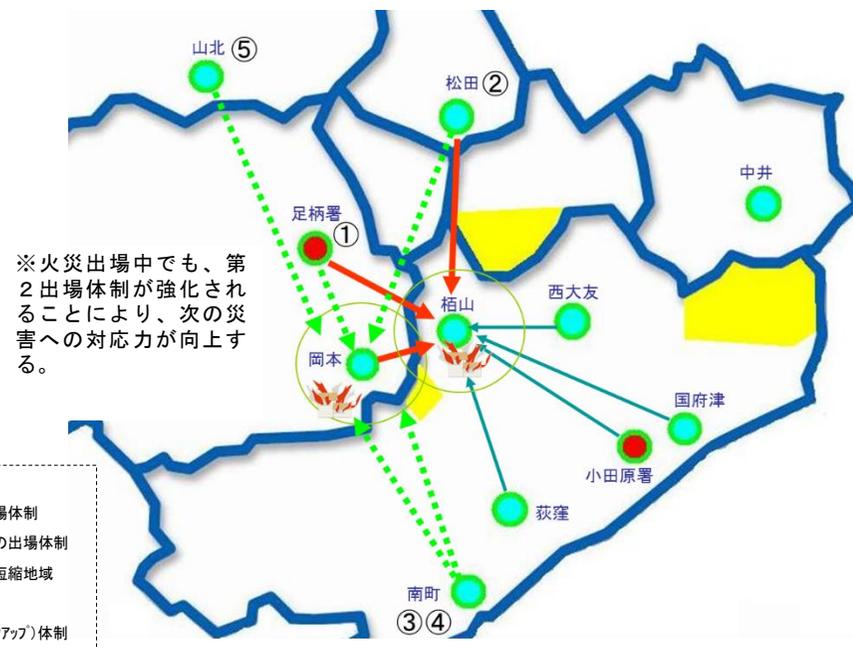
広域化前に運用していた消防隊、救急隊の兼務体制（山北出張所、中井出張所）を廃止し、消防隊、救急隊がそれぞれで単独運用が可能となったことで、部隊の充実が図られ、第2出場、特命出場における総出場部隊数が増加し、現場到着（包囲態勢）時間の短縮など、消防対応力が強化されています。また、広域化により出動エリアが増加する一方で、遠方への出動が減少したことから自地域の災害に備えることが可能となるほか、補完（バックアップ）体制が強化されました。

また、広域化前に発生していた救急隊全隊出動に伴う問題が解消されたほか、山岳救助事案や高速自動車国道（以下、高速道路という）における災害のように、救助隊等の部隊活動が長時間に及ぶ災害に対しても、別の救助隊等が即時対応することが可能となるなど、広域化により他の事案へのバックアップ体制が構築されました。

#### <参考>

- 平成28年 東名高速道路出動実績
  - ・救急103件、救助11件
- 平成28年 山岳救助出動実績
  - ・救助21件

【例図補完体制イメージ】



## 5-4 消防広域化の主な効果

### ■ 高機能な車両及び資機材の整備

救助車両、はしご車等の特殊車両を複数保有することになったことから、各1台が整備中であっても、通常時は他市消防機関への出場依頼が不要になりました。

### ■ 部隊等の専門化・高度化

本部の統合により余剰となった職員を署所に配置し、消防（常時4名）、救急、救助の各隊の専従化が実現したことにより、柔軟かつ機動的な部隊運用が図られるようになりました。

### ■ 予防体制の強化

広域化を機に新設した各署の消防課に予防事務を移管したことにより、予防業務面において防火管理、消防設備の一貫した指導ができるようになりました。

### ■ 住民サービスの向上

広域化を機に、これまで委託地域では未実施であった定期救命講習を新たに実施したほか、旧管轄区域に関わらず受講場所を選択できるようになりました。

### ■ 財政運営の効率化

事業規模の大きい「消防救急無線のデジタル化」に係る整備費用において、活動波の基本及び実施設計、整備工事で重複投資が回避できました。

また、はしご車及び非常用消防ポンプ車の保有台数を消防力の整備指針に準じて効率化を図りました。

広域化により発足した「高度救助隊」



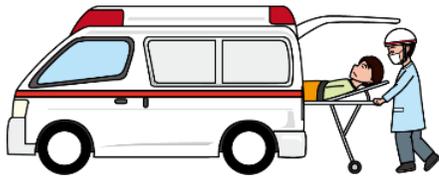
広域消防キャラクター「ファイヤーけしまる」



## 6-1 現状の課題

### 救急出動件数の増加

高齢化の更なる進展や住民意識の変化に伴い、**救急需要が増加し続ける**ことが予想され、地域によっては、現場到着時間が遅延し、**救命率に影響**が出ることが危惧されています。

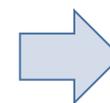


### 消防力の不均衡（消防署所配置）

消防の広域化に伴い、これまでの管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従前から比較的消防力の低い地域が存在するなど**消防力に不均衡**が生じていることから、消防署所の配置の見直しが必要です。

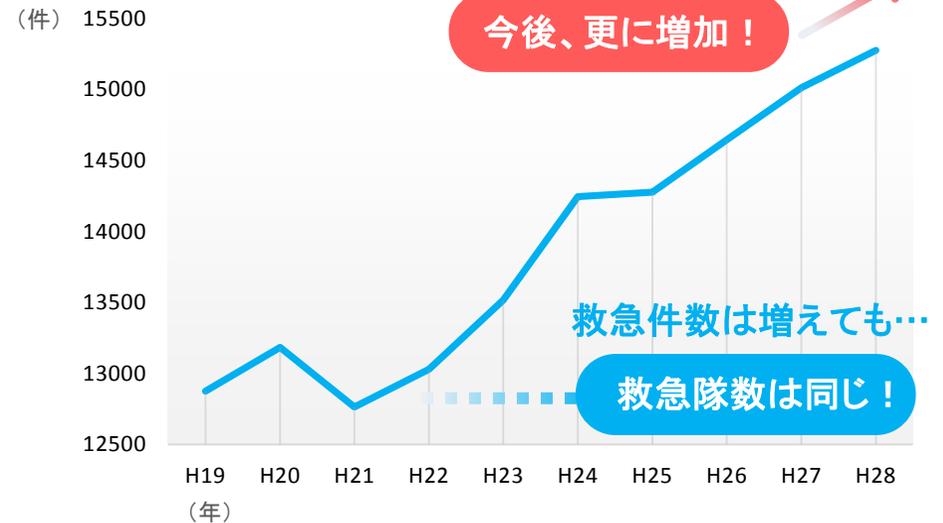
消防の広域化により…

- 橘地区は中井出張所から出動
- 国府津出張所と小田原消防署の出動範囲が重複（近接）



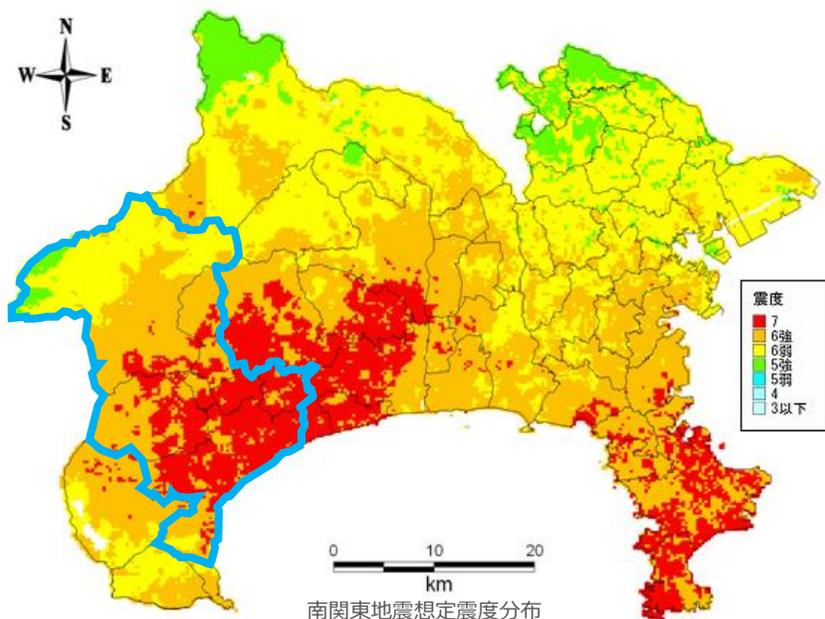
国府津出張所の  
出動範囲が縮小

【救急件数の推移】



## 6-2 現状の課題

### 大規模地震発生への懸念



東海地震や南関東地震、神縄・国府津—松田断層帯の地震、神奈川県西部地震など**大規模地震の切迫性が高**なっています。消防は迅速・的確に対応しなければなりません。

### 消防署所の老朽化・未耐震化

老朽化が著しい消防署所や耐震化が未実施の消防署所があり、大規模災害時に**消防署所としての役割が果たせない可能性が非常に高い**ことから、早急に対応する必要があります。

耐震基準	耐震の考え方	耐震強度	法改正
旧耐震基準 昭和56年5月	震度5程度の地震に耐え得る 地震のための設計をほとんどしていない	<b>危険</b> 大地震で倒壊する可能性大	昭和25年 建築基準法の施行 昭和46年 建築基準法施行令改正 <b>昭和56年 建築基準法 大改正</b>
新耐震基準 平成12年	震度6強の地震で倒れない ●壁量規定の見直し 耐震性は強化されたが法律的な拘束力がない	<b>要注意</b> 耐震性のない建物が数多く存在している	平成7年 耐震改修促進法の施行 <b>平成12年 建築基準法 大改正</b>
現行の基準	震度6強の地震で倒れない ●壁の配置バランス ●基礎について ●指定の接合金物の使用等	<b>一応安全</b>	平成17年 建築基準法改正 平成18年 耐震改修促進法改正

## 7 広域化後の取り組み

### ■ 小田原市消防計画の策定

- 方向性を一つに一体感の醸成を！

**確実な事業実施！**

(絵に描いた餅にならないように)

小田原市消防計画（以下「消防計画」という。）は、社会情勢の将来的な予測を加味しながら、将来の消防体制のあるべき姿を明確にし、課題を中長期的視野で解消し、**持続的に施策の展開を図るための消防体制全般にわたる総合的な計画**です。

諸課題を解消し、将来の消防体制を実現するためには、**すべての職員の意識が同じ方向に向き、組織の持つ力を効果的かつ効率的に駆使して、着実に取り組むことが重要**であることから、本計画に基づき、具体化した施策を持続的に推進していきます。

### ■ 消防力整備指針の策定

- 人員、施設等の整備目標を示す！

消防力の整備指針（消防庁告示）にもとづき、広域化により拡大した管轄地域の実情を加味し、適切な消防体制を整備するため、小田原市消防本部における消防施設整備計画を策定しました。

**消防広域化後の課題を見つけるためには一定期間のデータ収集と分析が必須！**

## 8 広域化後の施策事業の一例

### ■ 消防署所の再整備

消防力の整備指針（国の告示）にもとづき、都市形態の変化や市街地の形成状況、都市計画道路の整備状況、更には（一財）消防防災科学センターによる科学的分析結果等を踏まえ、消防署所の配置の見直しを行い、消防広域化のスケールメリットを活かしつつ消防力の総合的な向上を図るものです。

### ■ 事業の概要

#### ① 消防署所の再整備

消防署所については、平常時の消防・救急業務に加え、大規模災害発生時には応急活動の中核となるなど、防災拠点としても重要な役割があることから、発災時にその機能をそこなうことのないよう、計画的に再整備を実施していきます。



#### ② 消防力の適正配置

消防署所の再配置等により消防力を適正に配置することで、今後の社会情勢や消防需要に対応した効率、効果的な消防体制を構築します。

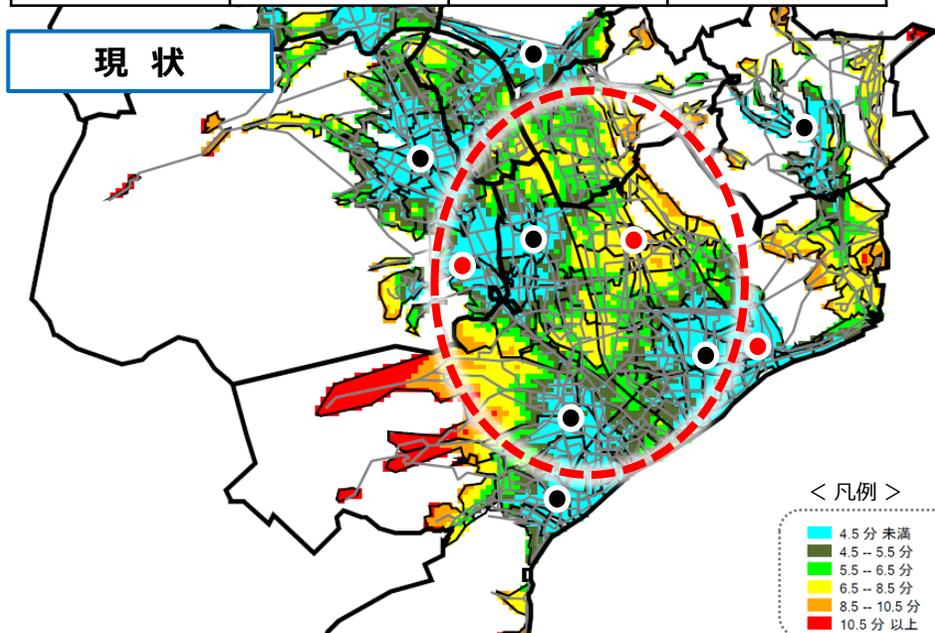
また、効率化した人員・装備等の活用により救急隊を増隊し、全ての消防署所に救急隊を配置します。

# 9 消防署所再整備の効果

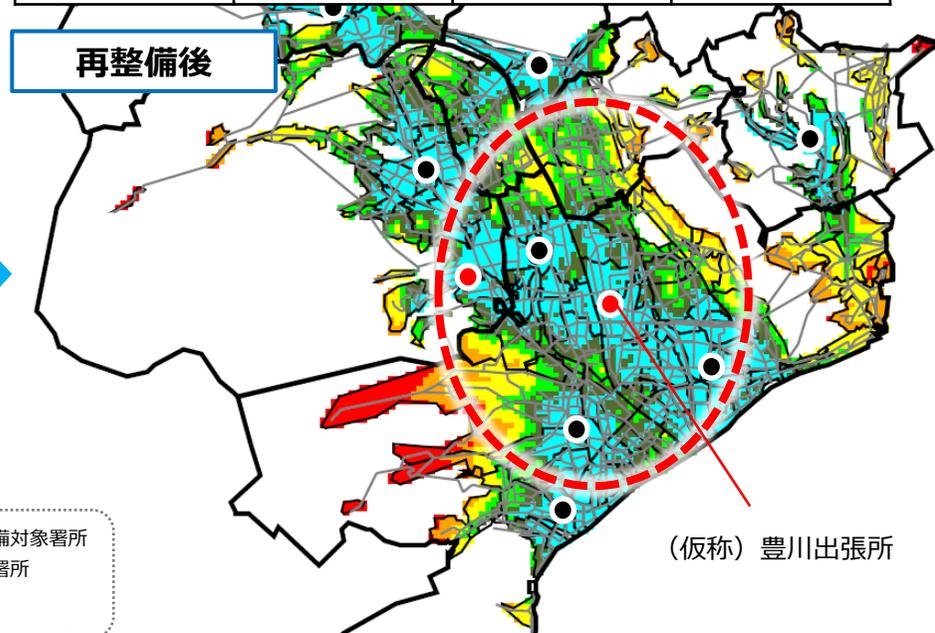
- 救急隊が増隊され、増大する救急需要に対応することが可能となります
- 管轄エリア全体の平均現場到着時間が短縮します
- 老朽化等の課題解決により大規模災害時でも継続的な対応が可能となります
- 消防署所の効率化（11署所→10署所）により経費が節減できます

【救急車の走行時間の分布の比較（管轄エリア全体のカバー率）】

4.5分以内	5.5分以内	6.5分以内	平均走行時間
47%	67%	80%	5.3分



4.5分以内	5.5分以内	6.5分以内	平均走行時間
55%	74%	83%	5.1分



< 凡例 >

- 4.5分未満
- 4.5～5.5分
- 5.5～6.5分
- 6.5～8.5分
- 8.5～10.5分
- 10.5分以上
- 再整備対象署所
- 既存署所

(仮称) 豊川出張所

## 10 最後に・・・

### ■ 担当者として感じること

- 「消防広域化で解消すべき課題は何か」を明確化し、共有することで、抜本的に消防行政を見直す絶好の機会となる。
- 消防広域化は、必ず住民ファーストで考える。消防ファーストでは利害関係が影響し上手くいかない。
- 現在の消防力を継承または強化して広域化するのであれば、住民にとっての効果は必ずある。
- 消防職員の不安は非常に大きい。時として、この不安が不満として表面化するが、経年により、その不安・不満は必ず解消する。

消防広域化は、目的ではなく、人口減少、少子高齢社会の進行等、社会情勢の変化に的確に対応して行くための**基盤整備手法の一つ**にすぎません。広域化によって生まれたソースを有効に活用しながら、**時代に合わせた持続可能な消防組織体制を構築**していくことが重要です。

～ ご清聴ありがとうございました ～